

結婚新生活の費用を

最大 **80** 万円補助します！

日立市
結婚新生活
支援事業

新婚世帯対象

Hitachi City

★県補助対象費用

令和6年4月1日以降に発生した次の費用

①住居費（取得・リフォーム）

※住宅取得・リフォームのために支払った費用

②住居費（賃借）

※住宅賃借のために支払った費用（賃料・共益費・敷金・礼金・仲介手数料）

③引越し費用

※新居に引越した際に、引越し業者等へ支払った費用

夫婦共に29歳以下
最大**60万円**

夫婦共に39歳以下
最大**30万円**

★市独自補助対象費用【日立市限定】

令和6年4月1日以降に発生した次の費用

④住居費（賃借）

※住宅賃借のために支払った費用（居室のクリーニング費用・鍵の交換費用・駐車場代（賃借契約書に記載のある1台目の初期費用））

⑤家具・家電製品の購入費用

※新居への引越しに伴い、市内の店舗で購入した家具・家電の費用

最大**20万円**

★主な対象要件

①婚姻日

婚姻日が令和6年1月1日から令和7年3月31日までであること

②年齢

婚姻日時点の夫婦それぞれの年齢が39歳以下であること

③住所

申請日時点で夫婦が共に日立市内の同じ住所に住民登録していること

※①～⑥以外にも要件がございます。詳しくはお問い合わせください。

④税金

市税などの滞納をしていないこと

⑤所得

夫婦の所得（申請日時点における最新の所得額）を合算した金額が500万円未満であること

⑥居住意思

日立市に3年以上居住する意思を有すること

★対象要件・必要書類確認ツール

右QRコードから要件や必要書類を確認できます。※必要書類は裏面にも記載しています。



★申請期限

令和7年2月28日（金） 必着

期限間際に申請が集中するため予約制をとる可能性があります。最新情報はホームページをご覧ください。

問合せ先 **日立市保健福祉部子ども局子育て支援課**

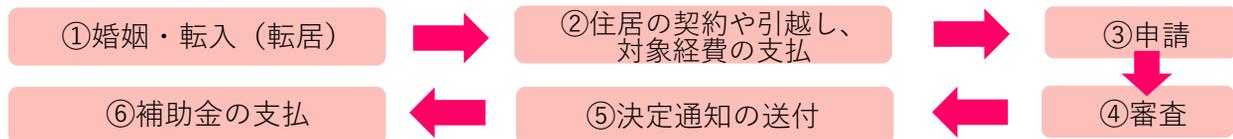
0294-22-3111（内線338）

★必要書類

※申請内容や世帯状況によって、必要書類が異なります。詳しくはお問い合わせください。

対象者	必要書類	備考
全員	日立市結婚新生活支援事業補助金交付申請書 (様式第1号)	
	婚姻後の戸籍全部事項証明書	交付申請日から3か月以内のもの
	申請者の本人確認書類の写し	マイナンバーカード(表面)、運転免許証(両面)などの写し
	振り込みを希望する口座が確認できる書類	通帳等
住宅を取得・リフォームした方	売買契約書の写し又は工事請負契約書(又は請書)の写し	
	建物登記簿の全部事項証明書の写し (リフォームをした方は不要)	
	領収書の写し	内訳明細のあるもの
住宅を賃借した方	賃貸借契約書の写し	不動産会社の契約書の様式によっては追加書類が必要な場合があります
	領収書の写し又は家賃等支払証明書	内訳明細のあるもの
	住宅手当支給証明書(様式第4号)	夫婦それぞれの勤め先が証明したもの(交付申請日時時点で退職している場合であっても、申請する家賃月に勤務していた場合は、証明が必要)
家具・家電を購入した方	領収書の写し(※市内の店舗に限る)	・内訳明細、購入者氏名の記載があり市内の店舗で購入した事が分かるもの ・領収証や内訳明細に型番のみ記載されている場合は品目を確認できる取扱説明書等の写しが必要
引越しをした方	領収書の写し又は引越費用証明書	内訳明細のあるもの(対象外費用である不用品及び家具家電の処分・設置費用、保証金などが分かるもの)
奨学金を返済している方	貸与型奨学金の返済額が分かる書類又は貸与型奨学金返済(見込)額証明書(様式第3号)	所得証明と同じ年(令和5年中又は令和4年中のいずれか)の返済した金額と期間が分かるもの
公簿で確認できない場合 (転入者や公簿の調査に同意されない方など)	課税(所得)証明書 令和5年中(令和5年1月1日~12月31日まで)の課税(所得)証明書 ※交付申請日が5月31日以前の方は、令和4年中の課税(所得)証明書	・令和6年1月1日現在(※交付申請日が5月31日以前の方は令和5年1月1日現在)日立市に住民登録のない方 ・所得情報の調査について同意されない方 ・交付申請日から3か月以内のもの
	納税証明書 (日立市で課税されている税目すべて)	日立市で課税されている方で、納税状況の調査に同意されない方
	国民健康保険料納付証明書 (日立市が発行するもの)	納付状況の調査に同意されない方
	住民票謄本(世帯全員のもの)	住民登録情報の調査に同意されない方

★手続きの流れ



申請・問合せ先 日立市保健福祉部子ども局子育て支援課 (日立市役所本庁舎1階山側)
0294-22-3111 (内線338)